

四條畷市使用済パソコン等の売却仕様書

令和7年5月

四條畷市総務部情報政策課

1. 件名

四條畷市使用済パソコン等売却

2. 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年10月31日まで

3. 引渡場所

四條畷市役所1階(四條畷市中野本町 1-1)

4. 売却物品

売却対象物品は、四條畷市で使用していたパソコン等とし、パソコン等の機種及び台数については、別添「売却物品一覧表」のとおり。

なお、パソコン等の状態は以下のとおり。

- ① すべての機器について、一切の動作保証はできない。また、使用に伴う傷、汚れ、破損がある。
- ② 機器のメモリや CPU 等、カタログ等からの確認のモノもあるため、実機の仕様と相違がある可能性がある。

5. 仕様

(1) 作業スケジュール

- ① 受注者は、作業スケジュールを事前に提出し、発注者の承認を得ること。
- ② 受注者は、売却物品を令和7年8月29日までに四條畷市役所から搬出すること。
- ③ 搬出作業は土日祝を除く、平日9時から17時の間とすること。

(2) データ消去作業

- ① 受注者は、売却物品一覧表で「データ消去作業」欄に「○」が記載されている物品は、内蔵または付属する電磁的記録媒体(ハードディスク)のデータ消去を行うこと。
- ② ハードディスクのデータ消去は、「DoD 標準(米国国防総務省規格)」または「NSA(米国国家安全保障局)」推奨方式で行うこと。
- ③ ハードディスクのデータ消去を実施した機器については、データ消去証明書を作成し、発注者に提出すること。
- ④ ハードディスクの不都合によりデータ消去が不可能な場合は、ハードウェアを物理破壊(ドリルによる穴あけ等)し、ハードディスク破壊証明書を作成し、発注者に提出すること。

- ⑤ データ消去証明書及びハードディスク破壊証明書についての様式は任意のものとするが、対象機器を特定できる情報(シリアル番号等)、消去方法(ソフトウェアによる消去であれば利用したソフトウェアの名称含め)、準拠方式(DoD方式またはNSA方式)、消去(作業)日及び作業責任者の情報について記載があること。
- ⑥ 物品を再利用する場合、パソコン等に四條畷市が貼付した端末識別番号や購入年等を記したシールを外すこと。

(3) 搬出作業

- ① 受注者は、発注者が指定する場所から円滑に搬出作業を行うために人員や搬出場所及び搬出経路に損傷等の事故が生じないように必要な措置を行うこと。
- ② 搬出作業に係る資材等は、受注者の負担すること。
- ③ 搬出作業の過程において、搬出場所や経路の損傷等の事故が生じた場合は、受注者の責任をもって弁償すること。

(4) 機器の取扱い

受注者は、物品の売払いや処分等を行う場合、関係法令に遵守すること。

(5) 下見会

物品の状態や数量については下見会で確認すること。入札後の異議不服申し立ては一切認めない。

【下見会実施日時】

令和7年6月4日(水) 9時から17時まで(12時から13時は除く)

6. 最低制限価格

1,000円(税込み)

7. 契約金額の支払い

本市の発行する納付書により契約金額を支払うこと。

納付期限は契約締結日から10日以内とする。

8. 成果物

次の成果物を作成し、発注者へ提出すること。

- (1) データ消去証明書
- (2) ハードディスク破壊証明書(該当する場合のみ)

9. 保守義務

本業務を履行するにあたり知りえた情報を第三者に漏らしてはならない。業務終了後の取扱いも同様とする。

10. その他

- (1) 搬出作業や経路は、開庁時間のため来庁者に配慮をして実施すること。
- (2) 受注者は搬出作業により発生したゴミはすべて持ち帰ること。
- (3) 引取りに係る経費は受注者負担とする。
- (4) 本仕様書に定めた事項に関して疑義が生じたとき、または定めのない事項については発注者と受注者で協議して定める。